

# アルコール検知器協議会 2021年度 (2020年4月-2021年3月)

## 業務委員会 活動報告

2021年4月16日（金）

アルコール検知器協議会 第7回定時総会



# アルコール検知器協議会とは



## 第2条（目的）

本会は、アルコール検知器の技術や品質の向上、ならびにアルコール検知器の普及啓発によって業界の地位の向上を図る。

本会は、関係官庁、各団体との連携と会員相互の協調を通じて、アルコールの過剰摂取や短時間での大量摂取等に代表される飲酒問題や自動車等の飲酒運転の根絶に寄与することを目的とする。本会は、営利を目的としない組織である。

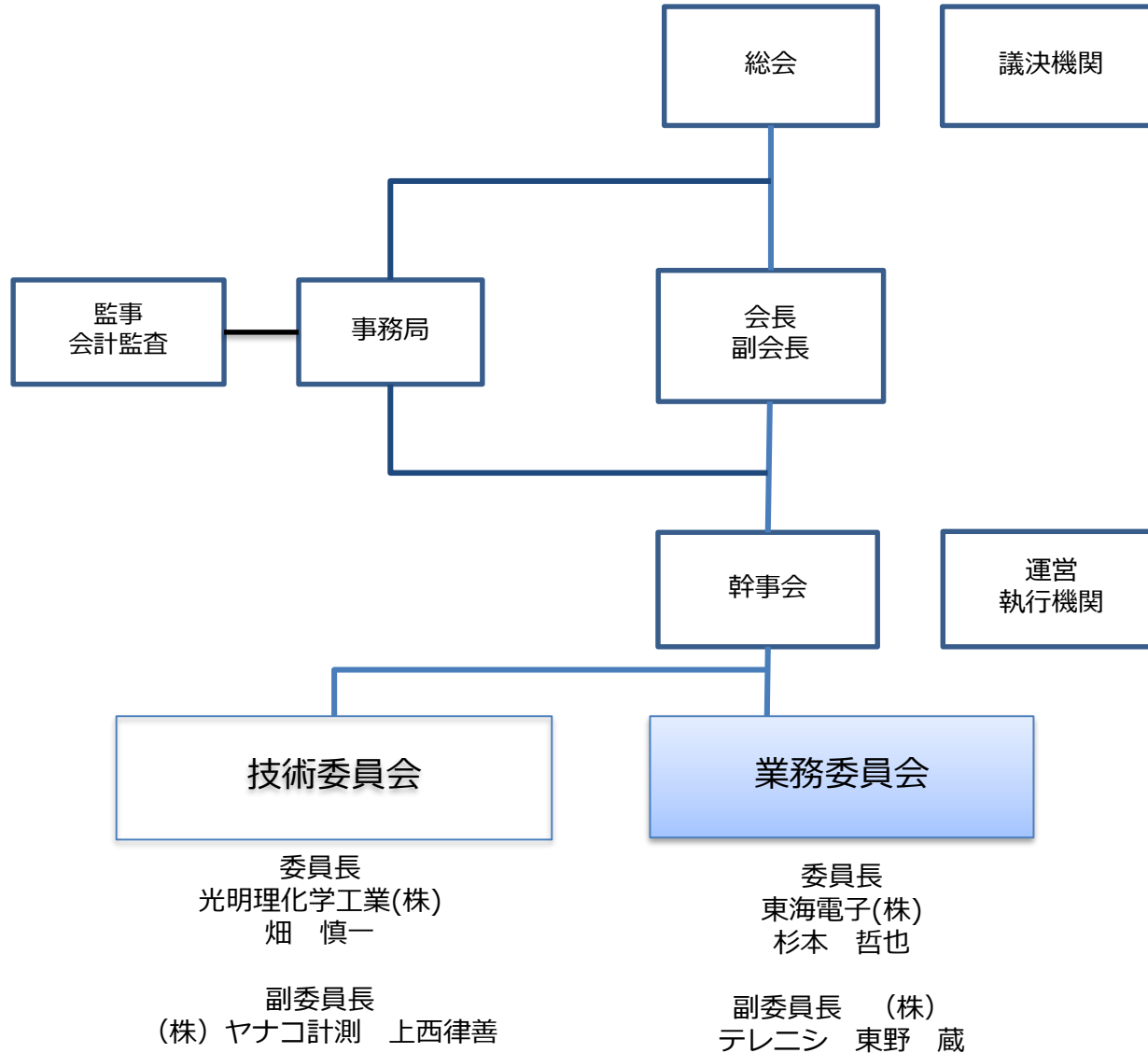


# 業務委員会の役割

会則 第3条（活動内容）	業務委員会	技術委員会
(1) アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。	○	
(2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。		○
(3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。	○	
(4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。	○	○
(5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。	○	
(6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。	○	○
(7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。	○	
(8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。	○	



# 2020年の組織と機関



# 2020年度（2020年4月～2021年3月）

アルコール検知器協議会  
第4回定時総会

第二号議案

2018-2020  
中期活動計画

アルコール検知器協議会  
2018年4月23日  
幹事会



アルコール検知器協議会  
2020年度  
(2020年4月-2021年3月)

業務委員会 活動計画

2020年4月16日

日本アルコール検知器協議会 第6回定時総会



1

第1期

2015-2017

第2期

2018-2020

第3期

2021-2023

# 2018-2020

- ✓ 2018年度は、外部検定スタート、新WEB&運営IT化、JIS化検討着手



- ✓ 2019年度は、外部検定の広報、認知活動の本格化 JIS化可否判断



- ✓ 2020年度は、J-BACの意義と検定が認知され、JIS活動具体化



# 2018-2020活動計画

会則	活動内容	1年目	2年目	3年目
		2018	2019	2020
(1) 検知器の利用と活用に係る普及と啓発	啓発資料のウェブ拡充	→		
	検知器業界・市場情報のウェブ拡充	→		
	新検定の広報とウェブ拡充	→		
(2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。	外部検定の定着、規格の拡充	→		
	海外規格の動向調査	→		
	JIS化の可否調査	→		
(3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。	現行法令、刑罰の整理とウェブ拡充	→		
(4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。	未接触各業界団体への認知活動	→		
	国土交通省プラン2020「飲酒運転根絶」	→		
	経産省 呼気試験機分科会との連絡、協議	→		
(5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。	アルコール検知器を使った、協議会ならではの教育開発プログラム（協議会認定インストラクター）	→		
(6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。	海外の飲酒運転交通政策調査とウェブ拡充	→		
	飲酒問題シンポジウム調査（T2025開催へ向けて）	→		
	海外の検定機関の調査（訪問か招聘）	→		
(7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。	各都道府県の飲酒運転防止条例、アルコール健康障害対策プログラムへの提言	→		
(8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。	J-BACのITシステム化、WEB充実化	→		



# 2020年度 業務委員会 主要テーマ

## 1. 未接触の官庁、業界団体との接触（展示会含む）

- ✓ 検定制度の認知
- ✓ 教育啓発活動の認知
- ✓ リンク増交渉

## 2. ウェブサイト情報量

- ✓ 検定update 更新監査結果（19機種分）
- ✓ 展示会/イベント
- ✓ 教育啓発（研修コンテンツのアピール）
- ✓ 統計・法令情報（最新かつ体系的に整理）





# 2020年度 業務委員会 単年度 決算

業務委員会 活動内容		予算金額	実績
1-1	Webサイト管理費 (16,200円×12ヶ月)	199,400円	198,000円
1-2	Webサイト改修 (コンテンツ拡張)	50,000円	0円
1-3	全日本安全協会HPバナー広告	349,920円	338,580円
1-4	<b>展示会出展費用</b> ・NASVA安全マネジメントセミナー 40,000円 ・日本バス協会 50,000円 ・交通システムEXPO 0円	90,000円	0円
1-5	ジェルパッチ	50,000円	0円
1-6	発送運賃等 (展示会等使用備品)	30,000円	0円
1-7	名刺/ポスター等印刷物	100,000円	61,600円
	合計	869,320円	598,180円



# 2020年度 業務委員会 体制図

委員長 杉本

副委員長 東野

Web広報班  
境委員

8名

官公庁団体等  
坂口委員

7名

展示会班  
西村委員

8名

教育実施班  
森田委員

5名

海外班  
ブライアン委員

1名



# 2020年度 業務委員会 開催

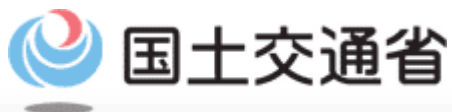
会議体	開催日	東京	大阪
定時総会	4月16日	実施	
第1回	2020年7月14日		<a href="https://j-bac.org/files/for_member/gyoumu/gijiroku/2020/files20200717100347.pdf">https://j-bac.org/files/for_member/gyoumu/gijiroku/2020/files20200717100347.pdf</a>
合同委員会 (上期)	2020年10月14日	実施	<a href="https://j-bac.org/files/for_member/gyoumu/gijiroku/2020/files20201016112250.pdf">https://j-bac.org/files/for_member/gyoumu/gijiroku/2020/files20201016112250.pdf</a>
合同委員会 (下期)	2021年2月24日		実施

- ✓ コロナ禍ゆえ、2019年度より開催数を減らし、3回とし、かつウェブ開催を主とした。
- ✓ 各作業班ごとに、活動結果を、合同委員会にて報告を行った。

議事録は会員ページに掲載。技術委員も閲覧可能。  
[https://j-bac.org/members\\_only/gyoumu/](https://j-bac.org/members_only/gyoumu/)



# 官公庁班の2020度 活動



 総合政策	 国際	 物流	 運輸安全	 危機管理
 国土政策	 土地・建設産業	 都市	 水管理・国土 保全	 道路
 住宅・建築	 鉄道	 自動車	 海事	 港湾
 航空	 北海道	 政策統括	 官庁営繕	 技術調査

## ◇国交省系

- ✓ 自動車局 コロナがらみ
- ✓ トラック協会 コロナがらみ、点呼がらみ

## ◇その他業界団体系

- ✓ 義歯安定剤連絡会
- ✓ JCCLS (ISO/TC272)



# 官公庁班による行政との対話

COVID-19 新型コロナウイルス対策に対応した  
**アルコール検知器使用**  
にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



- 手順① 手指をアルコール除菌
- 手順② 石鹸で手指洗い
- 手順③ アルコール検知器の使用
- 手順④ 手指をアルコール除菌

○アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するが、風通しの良い環境を確保してください  
○手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着するまで時間がかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器  
○また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗剤を置数値表示したり、数値がゼロに戻りやすくなる可能性があります。  
※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください

## 新着情報

2020.04.20

### 新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項。

アルコール検知器協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による検知器の誤った判定を防ぐためにチラシを作成いたしました。

アルコール検知器の近くに掲示するなど、ご活用くださいますようお願いいたします。

「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」(pdf)

新型コロナウイルス対策におけるアルコール検知器の除菌について各社のリンク先をお知らせいたします。  
詳細は下記各社リンク先よりご覧ください。



サンコーテクノ(株)



(株)タニタ



中央自動車工業(株)



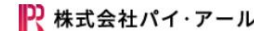
テックウェルインターナショナルジャパン(株)



東海電子(株)



(株)東洋マーク製作所



(株)バイ・アール



フィガロ技研(株)

# 全日本交通安全協会

業務委員会 活動内容		予算金額
1-1	Webサイト管理費 (16,200円×12ヶ月)	199,400円
1-2	Webサイト改修 (コンテンツ拡張)	50,000円
1-3	全日本安全協会HPバナー広告	349,920円
1-4	展示会出展費用 ・NASVA安全マネージメントセミナー 40,000円 ・日本バス協会 50,000円 ・交通システムEXPO 0円	90,000円
1-5	ジェルパッチ	50,000円
1-6	発送運賃等 (展示会等使用備品)	30,000円
1-7	名刺/ポスター等印刷物	100,000円
	合計	869,320円



白ナンバー系の広報として、全日本交通安全協会へバナー広告掲載中

ウェブIT班の解析報告によれば、本バナーからの流入 (効果) が確認されている。



# 展示会班 2020 活動報告

業務委員会 活動内容		予算金額
1-1	Webサイト管理費 (16,200円×12ヶ月)	199,400円
1-2	Webサイト改修 (コンテンツ拡張)	50,000円
1-3	全日本安全協会HPバナー広告	349,920円
1-4	展示会出展費用 ・NASVA安全マネージメントセミナー 40,000円 ・日本バス協会 50,000円 ・交通システムEXPO 0円	90,000円
1-5	ジェルパッチ	50,000円
1-6	発送運賃等 (展示会等使用備品)	30,000円
1-7	名刺/ポスター等印刷物	100,000円
	合計	869,320円

## 飲酒運転させないTOKYOキャンペーン

令和2年飲酒運転させないTOKYOキャンペーンを実施します！

7月1日(水曜日)から7月7日(火曜日)まで、「令和2年飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」を実施します。

新型コロナウイルス感染症防止と経済社会活動の再開を図る中、夏を迎え、各種レジャー等で外出・飲酒の機会が増え、飲酒運転に起因する交通事故の発生が懸念されます。東京都では、監視カメラ関係機材・団体と連携し、重大、悲惨な結果をもたらす飲酒運転の根絶を呼びかけます。

### 大型街頭ビジョンによる飲酒運転根絶の呼びかけ

関係機関・団体の協力により、都内の大型街頭ビジョンに飲酒運転防止の啓発映像を放映し、飲酒運転根絶を呼びかけます。



## NBA 公益社団法人 日本バス協会



### 第69回(令和2年)中央技術委員会全国大会の実開催中止のお知らせ

平素より当協会技術委員会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
第69回(令和2年)中央技術委員会全国大会は、10月29日(木)に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染リスクを排除できないという観点から、参加者・関係者の健康面・安全面を最優先すべきであると判断し、実開催を中止といたします。  
中央技術委員会全国大会事務局  
(日本バス協会技術安全部 担当：横山)  
電話：03-3216-4015

コロナ禍ゆえ、軒並みイベント中止か、バーチャル的な開催

# 教育班 教育活動による広報



## 飲酒運転防止インストラクター

飲酒運転防止インストラクター資格を持った専門員を講習会、安全啓蒙活動開催時に派遣します。



J-BACの認知度向上、検知器の普及啓発のため、「飲酒問題」「アルコール検知」等関連講習の依頼があれば、積極的に応じて、実績を積み上げてゆく。

## 2020度

- ✓ コロナ禍により、昨年あった北海道等 軒並み中止。
- ✓ 教材をウェブ対応用に若干修正し、一度試験的にウェブセミナー開催したい。
- ✓ が、一般消費者の集客方法に懸念あり・・・





# ウェブ・IT班

業務委員会 活動内容		予算金額
1-1	Webサイト管理費 (16,200円×12ヶ月)	199,400円
1-2	Webサイト改修 (コンテンツ拡張)	50,000円
1-3	全日本安全協会HPバナー広告	349,920円
1-4	展示会出展費用 ・NASVA安全マネージメントセミナー 40,000円 ・日本バス協会 50,000円 ・交通システムEXPO 0円	90,000円
1-5	ジェルパッチ	50,000円
1-6	発送運賃等 (展示会等使用備品)	30,000円
1-7	名刺/ポスター等印刷物	100,000円
合計		869,320円

## 2. 来訪者数の月間推移と一日平均 (2019.10~2021.1)

来訪者は2020年4月の緊急事態宣言期間をピークに減少傾向にあったが、2020年11月を底に今日までゆるやかに増加傾向にある。



## 3. ページランキング (10.1~1.31)

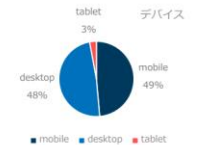
「よくある質問」「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項。」の閲覧数が高く、滞在時間も約2~3分と長い

ページ	ページビュー数	滞在時間	閲覧回数	滞在率
1 /faq/	24852	185.10	21296	87.87%
2 /	23395	47.00	13969	34.56%
3 /topics/2020/95195/	14462	121.38	6462	72.88%
4 /certified_devices/	8434	15.56	479	15.45%
5 /certified_devices/application_form/	5439	225.30	1087	84.45%
6 /howtouse_baa/	4158	78.60	1183	82.92%
7 /certified_devices/devices_test/	3878	141.45	697	74.32%
8 /topics/2020/95194/	3791	82.67	1592	59.36%
9 /member/	2883	122.44	628	72.45%
10 /about/	2533	81.14	185	58.38%
11 /case-2/	2118	113.04	1364	91.35%
12 /members_only/	1089	8.12	198	2.53%
13 /case-3/	1022	62.45	112	85.71%
14 /members_only/common/	643	31.08	4	0.00%
15 /topics/	589	40.45	39	66.67%
16 /topics/2020/95196/	572	43.86	51	56.86%
17 /admission_guide/	561	67.45	16	62.50%
18 /contact/				
19 /case-1/				
20 /topics/2020/95				

## 6. 地域別アクセスランキングとデバイス (10.1~1.31)

モバイルでのアクセス約49%、デスクトップでのアクセス48%で、約半々の割合。

国	ユーザー数	比率	地域	ユーザー数	比率
1. Japan	41272	96.9%	1. Tokyo	9821	23%
2. China	441	1.0%	2. Osaka	6341	15%
3. United States	293	0.7%	3. Kanagawa	4778	11%
4. (not set)	76	0.2%	4. Aichi	2515	6%
5. United Kingdom	36	0.1%	5. Fukuoka	1786	4%
6. Netherlands	36	0.1%	6. Saitama	1632	4%
7. Germany	29	0.1%	7. Hokkaido	1576	4%
8. Canada	27	0.1%	8. Chiba	1192	3%
9. Singapore	27	0.1%	9. Hyogo	1019	2%
10. Thailand	26	0.1%	10. Shizuoka	784	2%
			11. Hiroshima	696	2%
			12. Gifu	659	2%
			13. Miyagi	626	1%
			14. Kyoto	601	1%
			15. Ibaraki	563	1%
			16. Nagata	480	1%
			17. Tochigi	397	1%
			18. Okayama	365	1%
			19. Fukushima	363	1%
			20. Gunma	354	1%



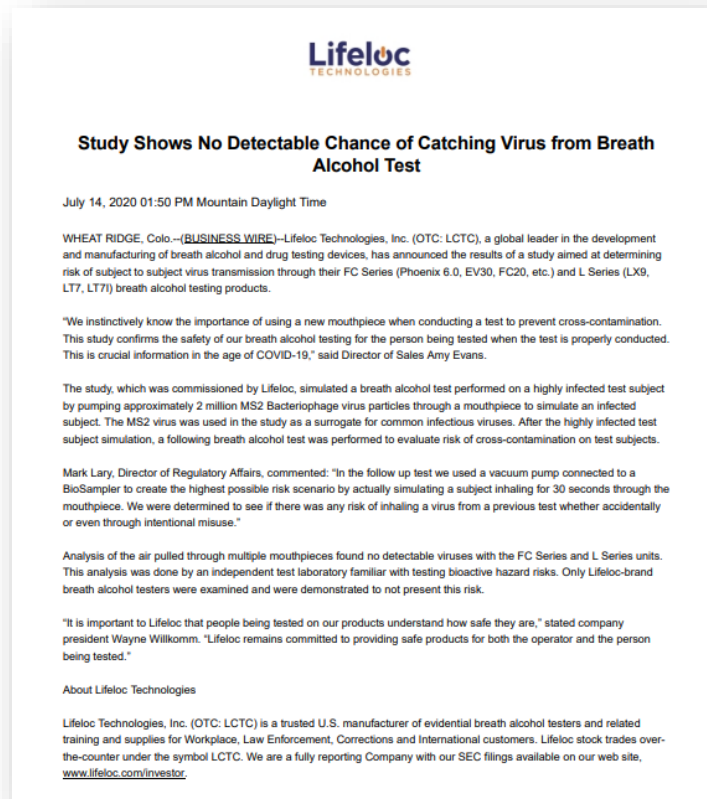
モバイルとPCからのアクセスが約半々の割合

- ✓ ウェブサイト 新着 8件 (目標30件)
- ✓ 3ヶ月ごとのアクセス解析レポート (4回)

# 海外班

## (他国の飲酒問題政策や海外メーカー動向)

- ✓ 米国アルコール検知メーカー ライフロック社の  
コロナウィルスと呼気アルコール検知器媒介可能性の研究



# 2020年度（バス・タクシー・トラック）

トラックにおける  
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン  
（第2版）

酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

バスにおける  
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン  
（第3版）  
公益社団法人  
令和

酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

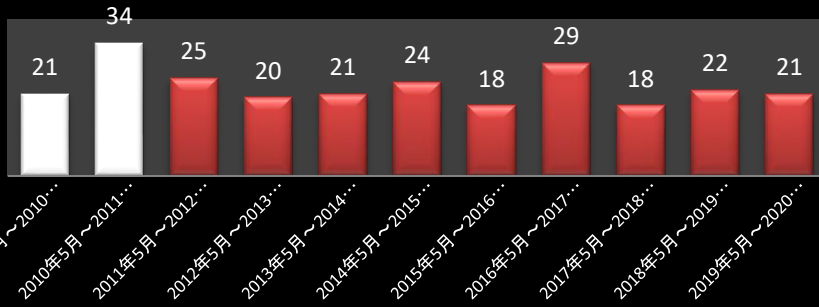
タクシーにおける  
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン  
（第2版）  
公益社団法人  
令和

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
令和2年6月4日

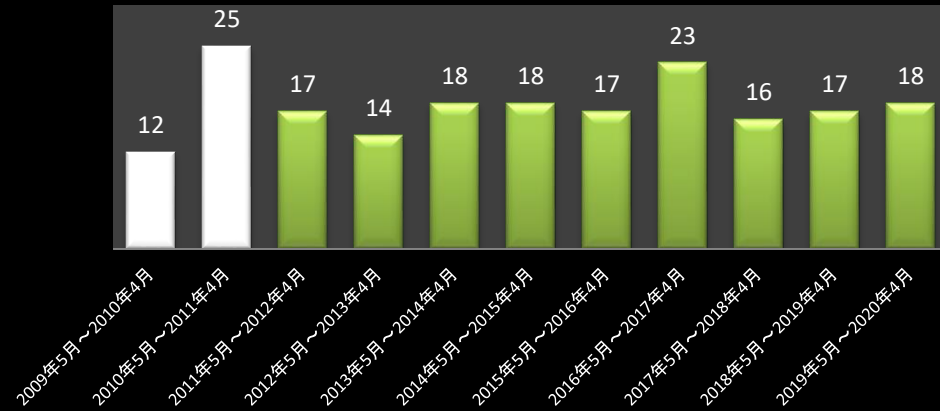
酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシを活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

# 国土交通省自動車局メールマガジン 事業用自動車安全通信より、 義務化前と後の飲酒運転件数を算出

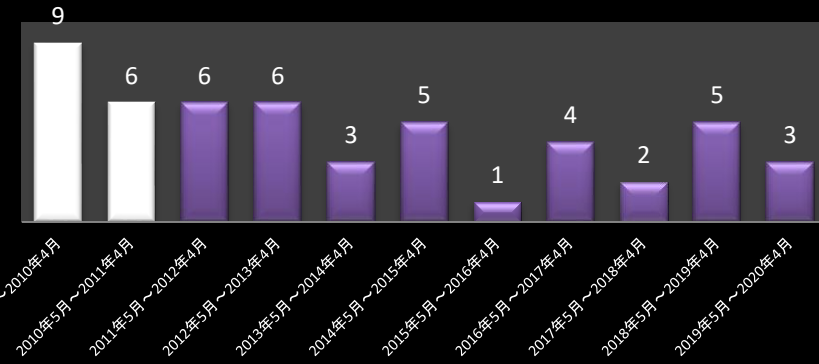
プロドライバー 酒気帯び報告  
(国土交通省自動車局メールマガジン 事業用自動車安全通信  
2009年5月1日～2020年4月30日)



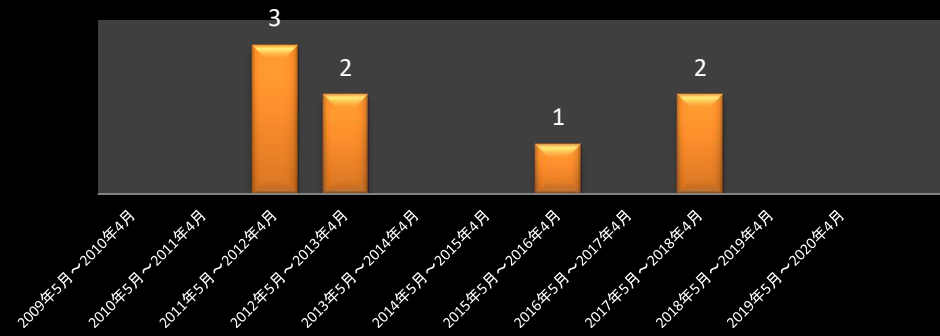
トラック



タクシー



バス



# 2020年度 トラック飲酒運転

全ト協発第109号(環)

令和元年5月28日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故が、トラックにおいては10件発生したこと等を受け、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、運転者に対する指導監督の徹底について、一層の周知を図るよう要請がありました。

事業用自動車の運転者による飲酒運転は、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主等との深い信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為であり、このような通達が発出されるに至ったことは、極めて憂慮すべき事態です。

つきましては、今般の通達の発出を契機に、事業用トラック運転者に対する指導・監督、点呼等における徹底事項に関し、貴協会傘下の会員事業者等に対する周知を徹底し、トラック運送業界の飲酒運転根絶に向け、関係者一丸となって積極的に再発防止に取り組むことを再徹底願います。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

## 2020年5月

## トラック業界で飲酒運転増加傾向。

## 国土交通省がトラック協会に、異例の警告。

# 航空業界

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和2年5月1日  
航空局

## 飲酒に起因する不適切な事案を受けた 航空運送事業者及び運航乗務員に対する不利益処分等について

航空運送事業者において運航乗務員の飲酒に起因する不適切な事案が連続して発生したことを踏まえ、国土交通省航空局は各事業者から各事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第134条に基づき、各事業者に対する立入検査及び当事者からの聴取等を実施してきました。その結果、航空法第104条第1項に基づき認可した運航規程への違反などの不適切な事項が確認されたことから、航空運送事業者及び運航乗務員に対し下記の措置をとることとなりました。

国土交通省航空局としては、各社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

記

### 1. 全日本空輸株式会社

#### (1) 事案の概要

令和元年11月7日、ANA242便に副操縦士として乗務予定であった機長（当時）が乗務前日に飲酒時間及び飲酒量に関する制限をともに超過して飲酒し、飛行勤務開始時に行った乗務前アルコール検査において国の基準を大きく超過するアルコールが検知された（運航規程違反）。

#### (2) 国土交通省航空局による対応

##### (a) 航空運送事業者に対する措置

全日本空輸株式会社に対し航空法第112条の規定に基づく事業改善の命令を行い、令和2年5月29日までに必要な再発防止策について報告させることとした。

##### (b) 運航乗務員に対する措置

機長（当時）：航空業務停止90日（航空法第30条の規定に基づく不利益処分）

### 2. オリエンタルエアブリッジ株式会社

#### (1) 事案の概要

令和元年11月7日、ORC51便に乗務予定であった機長が乗務前日に飲酒量に関する制

## 国土交通省からのお知らせ 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて

航空法に規定する無人航空機の飛行ルールは以下の通りです

### ★飛行禁止区域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。所定の手続きを行ってください。



### ★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。）

③～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。所定の手続きを行ってください。



### ★その他の留意事項

・小型無人機等飛行禁止法に基づく、小型無人機の飛行禁止区域が指定されています。

詳細は、次のサイトをご確認ください。

（小型無人機等飛行禁止法） <https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

・寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。

・航空法の詳細は、次のサイトをご確認ください。 [https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

【無人航空機ヘルプデスク】

電話：03-4588-6457（受付時間：平日午前9時から午後5時まで） E-mail: [hqt-jab.mujin@mlit.go.jp](mailto:hqt-jab.mujin@mlit.go.jp)

【総務省からのお知らせ】

・技適マークが付いていない免許不要の無線機器（免許不要の無人航空機を含む）、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/yunyumusenki/index.html>

E-mail: [kanshi-pub@ml.soumu.go.jp](mailto:kanshi-pub@ml.soumu.go.jp)

国土交通省

アルコール検知ケース、不利益処分の公表

ドローンの操縦時は、飲酒禁止



# 海運・船舶 (2020年4月1日～)

## アルコール検査要領 (作成例)

### 1. アルコール検査の方法

#### ①当直業務開始前

乗組員は、航海当直の前直者等の立ち会いのもと、アルコール検知器を用いて、アルコール検査を実施し、酒気帯びの有無を確認すること。

#### ②当直業務終了後

乗組員は、航海当直の次直者等から目視等により酒気帯びについての確認を受け、酒気帯びが疑われる場合には、アルコール検知器を使用したアルコール検査を実施し、酒気帯びの有無を確認すること。

### 2. アルコール検査結果の記録・保存

①上記のアルコール検査の結果については、以下の事項を検査記録簿に記録すること。

- ・検査した日時
- ・当直者（検査実施者）の氏名
- ・検査を確認した第三者の氏名
- ・検査結果

②検査結果の記録については、1年間保存する。

### 3. アルコール検知器の精度・保守管理

①アルコール検査に使用するアルコール検知器は、以下の性能を満たすこと。

- ・アルコール濃度を測定し数値を表示できること。

②使用するアルコール検知器については、製造業者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用・保守管理するとともに定期的に故障の有無を確認し、常時正確に測定できる状態を維持すること。

### 4. 飲酒禁止期間

- ①乗組員は、当直業務開始前〇時間は、飲酒してはならない。
- ②船長は、当直業務開始前〇時間は、飲酒してはならない。

### 5. 飲酒教育の実施

安全統括管理者は、乗組員、運航管理員、経営層を含む安全管理に従事する者に対して、飲酒の危険性及び飲酒対策の必要性について理解しやすい具体的な飲酒教育を定期的実施する。

<p>第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(運航管理者の措置) 第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象・海象に関する情報</li> <li>(2) 港内事情・航路の自然的性質</li> <li>(3) 陸上施設の状態</li> <li>(4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報</li> <li>(5) 船舶の動静</li> <li>(6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項</li> </ol>	<p>第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(運航管理者の措置) 第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象・海象に関する情報</li> <li>(2) 港内事情・航路の自然的性質</li> <li>(3) 陸上施設の状態</li> <li>(4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報</li> <li>(5) 船舶の動静</li> <li>(6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項</li> </ol>
---	---

乗組番号は、事業者ごとに異なります。

### 《②飲酒対策》

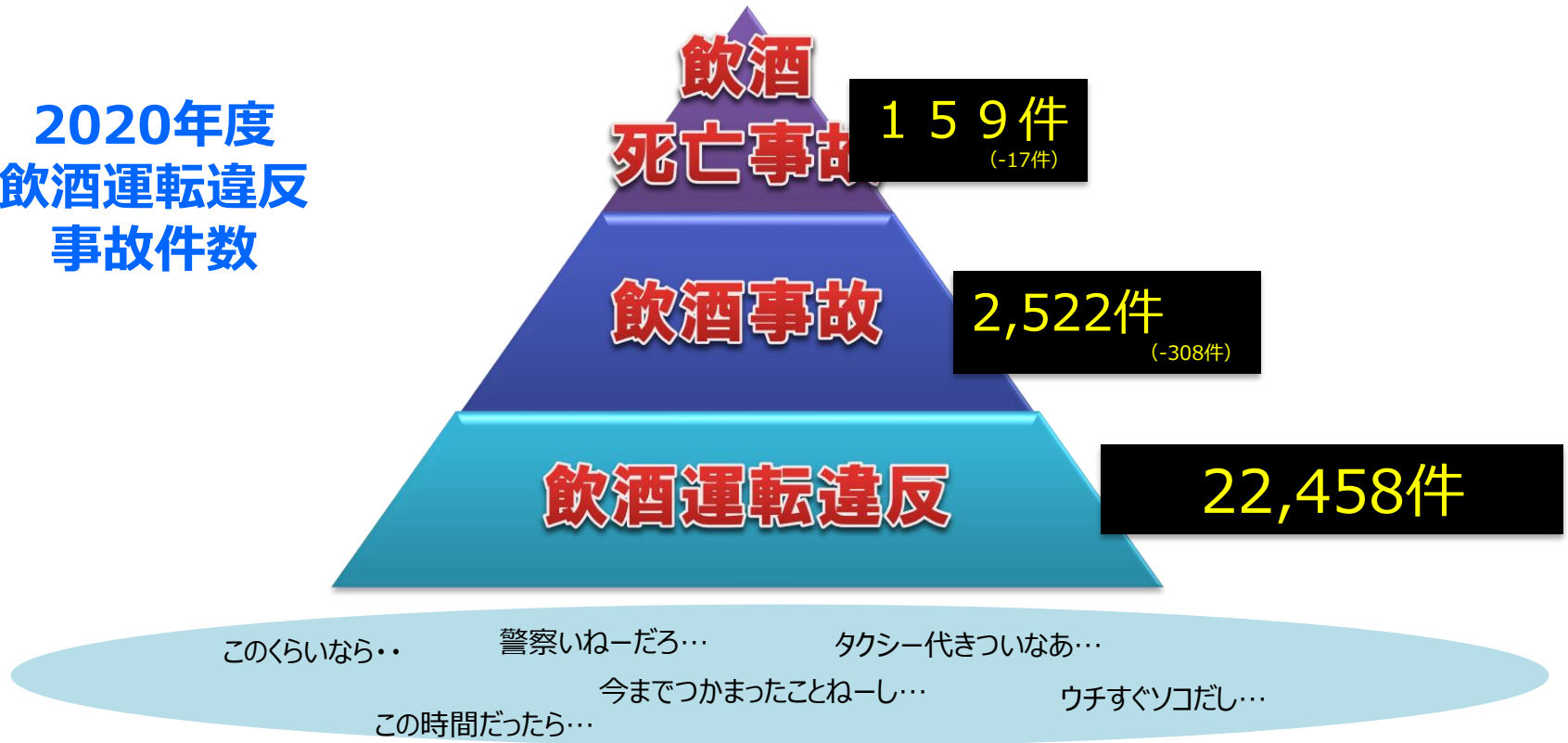
<p style="text-align: center;"><b>変更後</b></p> <p>第11章 輸送に伴う作業の安全の確保</p> <p>(飲酒等の禁止) 第38条 <u>安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。</u></p> <p>2. 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びびいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。</p> <p>3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びびいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>現行</b></p> <p>第11章 輸送に伴う作業の安全の確保</p> <p>(飲酒等の禁止) 第38条 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びびいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。</p> <p>2. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びびいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。</p>
---	--

乗組番号は、事業者ごとに異なります。

## 船員法 航海当直基準の変更 アルコール検査要領の明示

# 2020年 飲酒運転者

2020年度  
飲酒運転違反  
事故件数



○令和2年交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等につ

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00130002&tstat=000001027458&cycle=7&year=20200&month=0=0>

○令2年中の交通事故の発生状況

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00130002&tstat=000001027457&cycle=7&year=20200&month=0>



会員のみなさま、コロナ禍の中、  
1年間、ご協力有り難うございました。

